

奈良県広域水道企業団債権管理条例施行規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第35号

奈良県広域水道企業団債権管理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、奈良県広域水道企業団債権管理条例（令和7年2月条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(台帳の整備)

第3条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 債権の名称
- (3) 債権の金額
- (4) 履行期限
- (5) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(督促)

第4条 条例第6条の規定による督促は、法令に特別の定めがある場合を除き、履行期限後30日以内に行うものとする。

2 督促において指定する期限は、法令に特別の定めがある場合を除き、当該督促をした日から起算して10日を経過した日以内とする。

(債権放棄の報告)

第5条 条例第16条第2項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称及び金額
- (2) 債権を放棄した日
- (3) 債権を放棄した理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。